

## 「富士河口湖オートジャンボリー」会場周辺にて 特別街頭検査を実施 不正改造車へ、山梨運輸支局より整備命令書を交付

自動車技術総合機構関東検査部は、関東運輸局山梨運輸支局、山梨県警と連携し、不正改造車を排除するため、特別街頭検査を実施しました。

その結果、計16台の車両を検査し、違法な灯火器の取付け及び反射器の取り外し、騒音基準を満たさないマフラーの取付け等の不正改造があった計8台に対し、道路運送車両法に基づき山梨運輸支局より整備命令書を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

◎実施日時：令和5年6月18日(日) 11:30 ~ 14:30

◎実施場所：山梨県富士吉田市新西原五丁目6番1号  
富士急ハイランド駐車場

◎検査車両台数：16台（内訳 四輪車 1台、二輪車15台）

◎整備命令書交付台数： 8台（内訳 四輪車 1台、二輪車 7台）

◎主な不適合箇所：騒音基準を満たさないマフラーの取付け  
違法な灯火器の取付け、後部反射器取り外し等

お問い合わせ先  
〒160-0003  
東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル 4階  
独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課  
電話 03-5363-3441(代表)  
FAX 03-5363-3347

